

令和7年度 第1回特別職報酬等審議会 会議録

- 1 日 時 令和7年9月3日（水）午後3時から午後4時20分
- 2 場 所 守山市役所 2階 防災会議室
- 3 出席者 中川郁男委員（守山市自治連合会会長）【会長】
 大崎裕士委員（守山商工会議所会頭）【職務代理】
 石田佳寿委員（レーク滋賀農業協同組合経営管理委員会営農経済委員会委員長）
 川那辺守雄委員（社会福祉法人守山市社会福祉協議会会長）
 日下部純子委員（守山市女性人材バンク（行政運営分野））
 高崎誠志委員（公益社団法人守山青年会議所理事長）
 西川展世委員（守山市女性人材バンク（環境経済分野））
 村瀬国雄委員（株式会社滋賀銀行守山支店兼守山北支店支店長）
 山川貴之委員（連合滋賀第3区地域協議会議長代行）
 森中 高史 市長
 事務局（高橋総務部長、森野総務部次長、中吉人事課長、金沢人事課参事、大永人事課係長、北脇）
- 4 欠席者 大谷加代子委員（守山市民生委員児童委員協議会副会長）
- 5 傍聴者 なし
- 6 諮問事項 第1号 市長、副市長および教育長の給料の額について
 第2号 行政委員会委員の報酬の額について
- 7 審議内容 以下のとおり

発言者	発言内容
事務局	〔開会 午後3時〕 （委員全員出席） 【開会あいさつ】
市長	【市長あいさつ】
事務局	【委員および事務局職員の紹介】
事務局	【特別職報酬等審議会についての説明】
事務局	会長の選出について、どのように進めさせていただきますか。ご意見ありましたらお願いいたします。 （事務局一任）

事務局	これまでもにつきましては、公共的団体の代表者として自治連合会長が会長をするという慣行になっていましたので、自治連合会長の中川郁男委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。 (各委員異議なし)
会長	【会長あいさつ】
事務局	会長の職務代理者につきましては、条例の規定に基づき、会長が指定するとありますので、会長より指名をお願いいたします。
会長	職務代理者につきましては、大崎委員にお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。
委員	承知しました。
事務局	それでは、市長より会長に諮問申し上げます。 【市長から会長に諮問書を手交】
事務局	それでは、これからの議事進行につきましては、会長であります 中川 様にお願いいたします。
会長	審議に先立ちまして、次第の6(1)の審議会の運営について協議したいと思います。まず会議の公開についてですが、守山市情報公開条例第18条の2におきまして、会議を公開するよう努めるものとの定めがありますことから、本審議会の会議を公開とさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。 (各委員異議なし)
会長	次に、この審議会の議事録についてですが、附属機関等の会議の公開等に関する要綱第5条第4項におきまして、公開した会議の結果を市民に対し積極的に情報提供を行うよう努めるものと定めがあることから、公開の対象となりますがよろしいでしょうか。 (各委員異議なし)

会長	作成にあたっては、各委員に内容を確認していただきますのでよろしくお願いいたします。 それでは先ほど、市長より諮問を受けましたので、これを議題として進めていきます。それでは、次第の 6 の(2)(3)の審議事項について、関連するので、合わせて審議したいと思います。なお、事務局より本日の会議については、午後 4 時30分を終了の目途とのことですので、議事進行にご協力をお願いします。 それでは、資料の説明について、事務局より説明を求めます。
事務局	まず、諮問内容について補足説明を致します。 本審議会では条例第 2 条に規定する事項全てにおいて諮問させていただくべきところではございますが、近年の一般職の給料の改定状況や、市長、副市長および教育長の給料の額および、行政委員の報酬額については、一部を除き、平成16年以降に見直しがされていない状況を踏まえるなか、今年度につきましては、これらについてご審議していただきたく、諮問を行うものです。趣旨ご理解の上、ご了承賜りますようお願いいたします。 それでは、個々の内容について事務局からご説明いたします。
事務局	【資料 1 に基づき説明】
事務局	【資料 2 に基づき説明】
会長	では、事務局より説明のあったことについて、委員のみなさんのご意見をお願いいたします。
委員	平成16年から改定していないという状況の中で、人口増加や他市町村の報酬等を勘案すると、改定するという方向性についてはわからなくもないですが、先般の守山市職員の不祥事事件があった中で、報酬を増額するにはタイミングが悪いと考えています。 まず、3 役の報酬というのは、役員責任の報酬です。役員責任の報酬という中で、先般の職員の不祥事をもとに、何らかの対応は行いましたか。
事務局	今回の職員の不祥事を理由とした 3 役の報酬の減額等、対応は行っておりません。
委員	わかりました。 3 役と同様に行政委員の報酬の増額も事務局より提案されていますが、3 役

	と同様に改定をするにはタイミングが悪いと考えます。 行政委員の構成人数はそれぞれ何人ですか。
事務局	それぞれ、教育委員会委員が4人、選挙管理委員会委員長が1人、委員が3人、公平委員会委員が3人、監査委員会識者が1人、議会選出が1人、農業委員会会長が1人、副会長が1人、委員が23人、固定資産評価委員会が3人となります。
委員	わかりました。
会長	他にご意見ありますか。
委員	資料1の「8 事務局（案）」の表にて、3.0%の改定後の市長の県内での順位が「5位」とありますが、県内他市も同じように報酬の見直しを検討されている場合、他市が報酬をあげると、結局のところ、改定前と同じ順位に落ち着くということも考えられますか。
事務局	その通りです。 県内の他市にこのような報酬審議会を開催するかどうか、また報酬を引き上げる見込みかどうかを確認したところ、県内他市で1市のみ改定を検討していると聞きました。報酬については増額改定の方方向性であることを聞いています。 また、その他の市については、現時点では今年度の報酬審議会の開催を予定していないとのことでしたので、大きく順位が変わることはないと考えます。
委員	資料1の「3 平成16年度以降の人事院勧告の状況」で、令和6年までしか記載がありませんが、令和7年は反映されていないということでよかったでしょうか。
事務局	その通りです。 今年度の国家公務員に対する人事院勧告は、8月にありまして、3.62%でしたが、県の勧告はまだの状況です。
委員	ここ一年、二年で民間企業は4%、5%のベースアップが行われています。県内の状況を見るに、人口や経済状況の割に順位は良い位置とは言えません。 さらに他府県に比べて報酬の額が低いというのは、守山市民として恥ずかしいという感覚を持ってしまう。守山市はいろいろと事業を進められている良い市なので、それに応じた水準になるように改定すべきだと考えます。 また、職員の不祥事という話がでましたが、今回の報酬の改定とは別に考え

	るべきだと思います。個人の考えとして減給等をするのはいいと思いますが、今後、守山市の市長の報酬面での魅力が感じられず、優秀な成り手がいなくなってしまうなど、先々の不安もあるのではと考えます。
事務局	ご意見として承りました。
会長	他にご意見ありますか。
委員	特別職の報酬をあげる理由として、「生活給の側面を持つ」という解釈は認識が誤っていると思います 特別職の報酬はまちづくりに対する成果に対し、市民の皆さんが評価した上で適正な報酬を定めるものです。なので、一般職の人勸に伴ったベースアップというのは改定の理由にはなりません。 また、森中市長が市長になられて1期目の2年というなかで、報酬をあげるのは市民の理解が得られないと考えます。 さらに、今年から市役所および会館の開庁時間が短縮されたことに伴う市民からの苦情もある中、現時点では報酬を改定するタイミングではありません。 もう一点、市民生活の状況として、物価上昇に追いつかない、実質的には賃金下がっていると言われている中で、生活が苦しい世帯が増えているのも現状です。 その中で、市民の税金から支払われる報酬を増額するというのは、市民の理解が得られないと思います。 県内の人口規模に対しての報酬としては、現在の順位を見ても何ら遜色ないと思いますので、このタイミングではなく、市民の評価を得てから改定すべきと考えます。
会長	他にご意見ありますか。
委員	類似団体との比較をされていますが、ただ単純に人口規模が同じという理由で比較をしても、何も根拠にならないと思います。産業構造等が同じであれば参考になると思いますが、比較にするにあたっては他の視点もあるといいのではと思いました。
事務局	類似団体について補足をさせていただきます。 この類似団体というのは、総務省が区分けしたものであり、産業構造等も類似しているということが加味されています。ただ、その区分けの中には人口規模が異なる市も含まれておりますので、比較がしやすいように8万人規模の市を選定しています。

委員	わかりました。
委員	質問ですが、他市において、市民からの評価制度や財政状況に応じた報酬の見直しなどの取り組みをされている市もあると思うのですが、守山市においてそのような取り組みを検討、議論されていますでしょうか。
事務局	住みやすさなど市民満足度を調査することは行っておりますが、その結果を3役の報酬に反映するといったことはしておりませんし、これまで反映するかの議論もしたことはありません。
委員	やはり3役の報酬というのは物価高等の増減だけでなく、成果や市民からの評価をもとに改定することで、市民からの理解が得られやすくなると思いますので、議論をされていないのであれば議論されてもいいのではないのでしょうか。成果や評価で報酬を決めるべきという意味ではありません。
会長	他にご意見ありますか。
委員	特別職の報酬が生活給でないという考え方になると、一般職員の中で役職が最も高い部長級職員の報酬を算定根拠にする考え方もあり、部長級職員の年収に対して係数で判断することも必要だと考えます。 部長級職員の年収は概算でいくらぐらいでしょうか。
事務局	一例としまして、約950万円程度となります。
委員	わかりました。 物価が上昇していることや守山市の財政指数を見ても安定した財政であることがわかるなか、4%に改定すべきと考えます。最低賃金が上昇しており市民の方も賃金上昇は理解されていると思いますので、時代にあった改定をするべきだと考えます。
会長	他にご意見ありますか。
委員	賃金の反映について、世の中の賃金が上昇しているなか、大企業は4%アップしていると言われておりますが、中小企業は大企業を上回る5%アップしています。それは、給料をあげるという側面と言うよりは、物価が上昇していることに対して帳尻を合わせているという考えです。 ここで据え置きという結論になると事実上減給になっていると認識されると考えます。

	また、窓口時間が短縮されたことにより市民サービスが低下しているという話もありましたが、例えばゴミ出しの方法がLINEで見ることができたり利便性が向上している部分もたくさんあります。 市民サービスを向上させるためには能力の高い人を集めないといけない中で、職場環境の向上は能力の高い人を集める重要な要素であり、能力の高い人が集まらなければ、窓口業務の質の低下につながることも考えられると思います。
委員	実際に窓口業務をしているのは会計年度任用職員が大半です。市役所を見てもわかるように職員が増えている、つまりはそれだけ人件費も増えているという中で、守山市の財政状況を考えると報酬をあげるべきではないと考えます。
会長	他にご意見ありますか。
委員	資料2の「行政委員会の委員の活動状況」について、月あたりの活動日数が記載されていますが、月額で報酬を支払いする場合に、月あたりの活動日数によって1日あたりの報酬額は変わると思うのですが、他市と活動日数の比較はされていますか。
事務局	他市の活動状況を調査し、比較はしておりませんが、各委員会の役割や定例会については、他市においても同様ではないかと考えておりますので、活動日数についても似たような状況ではないかと思えます。
委員	月額で考え、他市と比べるのであれば活動日数を比較しないことには、正しい判断ができないと考えます。
会長	他にご意見ありますか。
委員	行政委員の報酬で、監査委員の議会選出の報酬額は、議員の報酬を改定した際に、一緒に改定していませんでしたか。
事務局	改定されていません。
会長	何かご意見ありますか。
委員	3役の報酬の資料にて、滋賀県内の他市と比較する場合には人口を、類似団体と比較する場合が財政力を鑑みて報酬の額を比較しているように見えるのですが、どちらに重点を置いておられますでしょうか。

事務局	県内他市および県外の類似団体の両方が重要であると考えておりますが、特に、県内他市とのバランスが重要であると考えています。
委員	わかりました。 直近で改定している草津市や東近江市は増額改定をされ、県内順位が上位に位置づいていると思います。 そうすると、今回の事務局案の3%という改定率は低いように感じます。
会長	先ほどから不祥事の話が出ておりますが、今回の報酬の改定とは切り離して考えるべきです。報酬はやりがいにつながるものであり、今後の市長の成り手のこと考えると、やりがいがあれば新たな成り手も来ません。 また、森中市長は休みの日でも地域のイベントに来られ、地域の人話を聞こうとする姿勢が見えます。そういった所も加味して、意見を出していただきたいです。
会長	何かご意見ありますか。
委員	私の意見としては上げるべきと考えます。引き続き素晴らしい市長（人材）を迎えるうえで、魅力のある報酬は必要です。ただ、市民の納得を得るために物価高騰だけを根拠に説明するのではなく、別のロジックでも説明できればいいと思います。
委員	行政委員の報酬について、これまで3役の報酬をあげた場合に、行政委員もそれに追随してあげるということであったが、それぞれで考えて判断すべきです。
会長	時間も来ましたので、議論はここまでとさせていただきます。 様々な意見がありましたので、事務局にて今日出た意見をまとめたもの、また議論の中で出ました部長級職員の年収についても、正しい金額を確認した上で委員の皆様と共有していただき、次回に結論を出したいと思います。 委員の皆様よろしくお願いいたします。 では事務局にお返しします。
事務局	会長ありがとうございました。 本日は、このような慎重審議を賜りまして厚くお礼申し上げます。また、自治連合会長の 中川 様には、大儀をお引き受けいただき重ねてお礼申し上げます。 結論は次回に持ち越しということになりましたので、今回の議論をまとめま

	して、次の会議までに皆様に資料等を配布させていただきます。 次回の会議につきましては、10月上旬頃を予定しております。 再度、皆様の日程を確認させていただき、調整をさせていただきたいと思 います。 ご多忙のところ誠に申し訳ございませんが、ご参加いただきますようよろ しくお願いいたします。 それでは、これで令和7年第1回守山市特別職報酬等審議会を閉会させて いただきます。ありがとうございました。
--	---